

農地法 第 4 条 許可申請に係る提出(添付)書類

< 提出書類 > 各1部

提出書類	個人	法人	確認欄
① 許可申請書(記入例を参考に必要事項は全て記入してください。)	○	○	
② 法人の場合、法人登記簿謄本又は抄本、会社の定款(場合によれば寄附行為)		○	
③ 申請地の登記簿謄本の原本(6カ月以内のもので全部事項証明書) ※1)	○	○	
④ 申請人の住民票(真庭市に住所がない場合)	△		
⑤ 申請地の地籍図又は切絵図(申請地及び隣地の地目、所有者名等を明記) ※2)	○	○	
⑥ 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面(住宅地図等)	○	○	
⑦ 土地利用計画図(駐車場、資材置場、建築施設の配置図)	○	○	
⑧ 建築施設の平面図(縦・横及び建築面積計算表を記載)及び立面図 ※3)	○	○	
⑨ 造成計画の断面図(横断面図)	○	○	
⑩ 他法令の許可を要する場合、申請書(受付印有)又は許認可証等の写し	△	△	
⑪ 被害防除計画書及び計画図面	○	○	
⑫ 転用者(申請人)が土地の所有権者と異なる場合は所有権者の同意書	△	△	
⑬ 申請地が土地改良区内の場合は「土地改良区意見書」、水路組合等の場合は「同意書」	△	△	
⑭ 行政書士に委任して申請する場合(委任状)→申請人が申請内容を確認した署名があるもの	△	△	
⑮ 1種・2種農地の場合、代替性の検討(土地選定の経緯)【農振除外申請した農地なら不要】	△	△	
⑯ 誓約書	○	○	
⑰ その他 ア 資金計画において、自己資金の場合は残高証明書、借入金の場合は融資証明書 イ 申請地の登記簿謄本に抵当権、仮登記が登記されている場合には、債権者等の抹消同意書又は転用同意書(基本的に原則抹消後申請)	○ △	○ △	
⑱ 農業者年金受給の有無			
⑲ 贈与税、相続税、不動産取得税の納税猶予を受けている農地の有無			

○・・・必要な書類 △・・・場合により必要な書類

※1) 登記簿謄本の所有者の住所と申請人の現住所が相違している場合→戸籍附票が必要

※2) 法務局、税務課又は各支局でとれます。

※3) 転用目的が住宅の場合、一般住宅は500㎡以下、農家住宅は1,000㎡以下

※4) 建ぺい率が22%以上必要【建築面積÷敷地面積】

既存建物がある場合は加えた面積 → 詳細はお尋ねください。

- ・ 農業振興地域内にある農用地は、除外申出手続き又は用途区分変更(軽微変更)手続きを完了した後に、転用の申請を行う必要がありますので、農林振興課へご相談ください。
- ・ 市道及び国県道に取合い(出入口)を設置する場合は道路占用許可(道路法第32条)を得るため管理者へご相談ください。
- ・ 河川の保全区域(1級河川から20m幅以内)の転用は河川法第55条の許可が必要なため管理者へご相談ください。

申請の締切日は毎月20日頃としていますが、事務局でご確認ください。

申請の許可は、通常、翌月末日頃になります。

※ 議案発送日(毎月1日)までに、地元農業委員に申請状況の説明をしておいてください。

真庭市農業委員会事務局
真庭市久世2927-2
TEL 0867-42-1676
FAX 0867-42-3907